破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３８３号
愛知県岡崎市美合新町９番地２
債務者　カーサービスクロヤナギこと　畔柳　恒夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土面　尋志
4　破産債権の届出期間　平成22年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月27日午後４時10分
6　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
愛知県豊田市岩滝町滝坂416番地69
債務者　森迫　泰之
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智
4　破産債権の届出期間　平成22年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年10月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
宮崎県都城市山之口町山之口3047番地
債務者　野上　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人谷口法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月22日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４３５４号
大阪府吹田市五月が丘北18番38―106号
債務者　坂本　廣司
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　一平
4　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６０号
群馬県太田市八幡町39番６－Ｂ201号
債務者　金子　和夫
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三角　俊文
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後４時15分
6　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１３３号
宮城県大崎市松山千石字古代ケ崎26番地
債務者　櫻井　雄記
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　破産債権の届出期間　平成22年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
富山県魚津市吉島2417、住民票上の住所富山県黒部市生地319番地
債務者　黒部食品ことフレッシュ吉島こと　黒部　ミヨ
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊　賢一
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２００号
岡山市北区下中野705―107　クオリティー下中野102号、住民票上の住所岡山市北区富原3296番地72
債務者　豊福　節加
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　将之
4　破産債権の届出期間　平成22年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７０号
岡山市南区曽根４番地
債務者　中村　芳徳
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥津　晋
4　破産債権の届出期間　平成22年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９号
福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅１―12号、前住所福島県いわき市小名浜林城字江越14番地の29
債務者　新保　公規
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　正之
4　破産債権の届出期間　平成22年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第４１３号
福井県あわら市温泉４丁目418番地
債務者　石澤　利世
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　輝
4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字新居掛115番地１
債務者　信永　昭吾
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤津　聡
4　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３６号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿2008番地５　紀華アパート202
債務者　榎本由紀子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第６６号
岐阜県多治見市笠原町1675番地の７
債務者　柴田まり子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部